

農家の方々・農地をお持ちの皆さまへ

旧基盤強化法による利用権設定では、 貸借契約を締結できなくなりました。

農地に関する法律が変わったため、令和7年2月21日以降は、今までご利用いただきました旧基盤強化法による「利用権設定」制度では、農地の貸し借りに関する契約を結ぶことができなくなりました。

これから農地の貸借契約を新たに検討・更新する方は、「農地バンク制度」をご利用いただくか、相對の契約を結んだうえで、農地法第3条に基づく許可を受けていただく必要があります。

農地バンクのご利用で、
様々なメリットを受けられます！

貸し手のメリット

- 賃料は、農地バンクが確実に振り込みます。
- 貸した農地は、貸付期間終了後に返却されます。
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制上の優遇を受けられる場合があります。

借り手のメリット

- まとまった農地を、長期間、安定的に借受できます。
- 複数の所有者から農地を借りても、契約が1つになり更新手続等の負担が軽減される場合があります。
- 貸し手側の相続時には、農地バンクが対応します。

農地バンクをご利用の際には、

阿蘇市 経済部 農政課

☎ 0967-22-3274

までご相談ください。

阿蘇市農業委員会

農地バンク



農地バンクに関するお問い合わせ先は、本面最下部をご確認ください。

農地バンク制度

- 農政課と農業公社が書類を作成します。
- 契約期間が終了すると、農地は返還されます。もちろん更新も可能です。
- 相続税等の納税猶予が継続される場合があります。
- お持ちの農地が、特例付加年金に係る特定農地の指定から外れる場合があります。

農地法第3条許可申請

- 農業委員会事務局への申請時の必要書類を各自でご準備いただきます。
- 貸主と借主からの連名の申し出がなければ、契約は終わりません。
- お持ちの農地が、特例付加年金に係る特定農地の指定から外れることはありません。

農地バンク制度の詳細については農林水産省HP

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

をご確認ください。

農地バンクに関するお問い合わせ先

- (公財)熊本県農業公社 ☎096-213-1234
- 阿蘇市 経済部 農政課 ☎0967-22-3274

農地法第3条に関するお問い合わせ先

- 阿蘇市農業委員会事務局 ☎0967-22-3254